

## 11月は児童虐待防止月間です



## 「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」

児童虐待を受けている疑いがある子どもを発見した人は、市や児童相談所へ通告する義務があります。通告者の秘密は厳守されます。仮に通告後虐待ではなかった場合でも罪に問われることはありません。

**児童虐待とは** 保護者が、18歳に満たない児童に対し行う次の行為をいいます。

- 身体的虐待…体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 性的虐待…わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
- ネグレクト…衣食住への配慮がなかったり長時間放置するなど保護者としての監護を著しく怠る、または拒否すること。
- 心理的虐待…暴言や拒絶的な対応など心理的外傷を与える言動を行うこと。

こんなときはすぐにご相談ください。

### 周囲の子どもの様子に「何かおかしいな?」と感じたとき

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・表情が乏しい
- ・着衣や髪の毛などがいつも汚れている
- ・おどおどしている
- ・夜遅くまで遊んでいる

### 子育てに不安を感じる時

- ・子育てがつかず助けてくれる人がいないとき
- ・子どもにどう接していいかわからないとき
- ・子どもをつい叩いたり大声で叱ってしまうとき

## 大村市児童虐待専用緊急ダイヤル

☎545868 (8:30~22:00)

一刻を争うような事態と判断される場合は110番に通報してください。

通常のご相談はこちらへ

■こどもセンター ☎9100 (月~金8:30~17:30)

## 女性に対する暴力をなくす運動

- 毎年11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
- 25日は、女性に対する暴力撤廃国際日

# 身近な暴力を許さない社会の実現をめざして

暴力は決して許されるものではありません。特に、**配偶者などからの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為**など女性に対する暴力は、犯罪となる重大な人権侵害です。これらの暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。暴力のない明るい社会づくりを進めましょう。

### 女性に対する暴力相談窓口

~早めの相談が問題解決への第一歩です~

- ・性犯罪、人身取引などの被害や捜査
- ・売春強要
- ・つきまとい、ストーカー行為の被害

110番へ ハナシてみよう

**0120(110)874**

[警察情報ダイヤル]

- ・配偶者からの暴力についての相談

[長崎こども・女性・障害者支援センター女性相談]

**095(846)0560**

[男女共同参画推進センター相談室]

**0957(54)8715**

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談

[長崎労働局総合労働相談コーナー]

**095(801)0023**



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークです。

市では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりをめざし、人権啓発講座(DV防止講座、高校生などを対象にした未然防止教育としてのデートDV講座)を開催しています。企業や学校など希望される団体はお気軽にご相談ください。

■男女共同参画推進センター ☎548715